○津山圏域衛生処理組合物品調達等業者指名委員会要綱

平成２８年１２月２６日

津山圏域衛生処理組合訓令第１号

（設置）

第１条　津山圏域衛生処理組合が発注する物品調達等（物品調達業務及び役務の提供（別に定めがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る入札及び随意契約（以下「入札等」という。）について，入札等の公正を図り，もって契約の適正を期するため，津山圏域衛生処理組合物品調達等業者指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は，次に掲げる事項について所掌する。

⑴　執行予定額が１件１００万円以上の物品調達等における指名業者の選定

⑵　入札等参加者の資格の適格性の審査

⑶　指名業者の指名停止に係る審査

⑷　その他管理者が必要と認めた事項

（委員会の組織）

第３条　委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は，津山圏域衛生処理組合副管理者津山市副市長をもって充てる。

３　副委員長は，津山圏域衛生処理組合事務局長をもって充てる。

４　委員は，津山市総合企画部長，津山市財政部契約監理室長及び構成団体主管課の課長をもって充てる。

（職務）

第４条　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は，必要の都度委員長が招集する。

２　委員会は，第３条の規定により委員会を構成する者（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は，出席者（委員長を除く。）の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

（意見聴取）

第６条　委員長は，必要があると認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その説明

又は意見を聞くことができる。

（会議の特例）

第７条　急施を要し，委員会の会議を開くいとまがないときは，構成員に回議して，これに代えることができる。

（秘密の保持）

第８条　何人も，委員会の会議の内容について，外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は，津山圏域衛生処理組合事務局において行う。

付　　則

この訓令は，令達の日から施行する。